

研究助成の審査にあたっての研究助成委員会
および東西合同役員会での申し合わせ事項

2006年度第1回東西合同役員会承認
(2006年9月6日開催)

2014年度第1回東西合同役員会承認
(2014年8月27日開催)

2014年度第2回東西合同役員会承認
(2015年3月6日開催)

2017年度第2回東西合同役員会承認
(2018年3月2日開催)

- (1) この助成は協会加盟図書館および加盟図書館員の活動に何らかの形で寄与できると判断される場合に、個人、共同研究および一大学図書館または複数の図書館において行われた研究等を対象に研究助成を行う。

[規程第1条]

- (2) 大学図書館に関する先進的な事業とは、主に学習支援、学内協働、機関連携、電子書籍、講義アーカイブ・配信、人材育成に関する事業などのことをいう。

[規程第3条第2項]

- (3) 研究助成には、協会の委員または地区部会が編集し、加盟校に無償配布または頒布する出版物に対する出版補助ないし編集経費の補助を含める。

[規程第3条第3項]

- (4) 研究助成の申請にあたっては、研究助成申込書、研究計画書、研究経費申請書および研究者または研究代表者の所属する図書館の館長または図書館責任者の推薦書の提出が必要である。

[規程第5条]

- (5) 研究期間が複数年度(最長3年間)にわたる場合は、その旨を研究計画書に明示する。

[規程第5条]

(6) 同一人ないし同一グループに対する研究助成は、原則として5年以上の間隔をおいて行う。

[規程第7条]

(7) 出版補助の場合を除き、一件に対する研究助成金は、原則として当該年度の特別会計予算（原則として60万円）の範囲内とする。

研究計画が複数年度にわたる場合、その助成額は年次計画にもとづき（上限単年度60万円、合計120万円）の範囲内とする。

[規程第7条]

(8) この助成による研究成果（研究が複数年度にわたる場合は、毎年度研究の中間報告を会長校に提出し、最終年度に研究成果報告）は、出版補助の場合を除き、原則として次年度の総会・研究大会において発表することとする。

[規程第9条]

以上